

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三十二号

昭和三十六年五月十九日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事金子 岩三君 理事中島 茂喜君

理事丹羽喬四郎君 理事吉田 重延君

理事太田 一夫君 理事川村 継義君

理事阪上安太郎君

伊藤 敏君 宇野 宗佑君

小澤 太郎君 龜岡 高夫君

假谷 忠男君 久保田門次君

前田 義雄君 佐野 憲治君

二宮 武夫君 松井 誠君

山口シズエ君 山口 鶴男君

和田 博雄君 門司 亮君

本島百合子君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警察庁保安局長 木村 行藏君

厚生技官 尾村 偉久君

(公衆衛生局長) 渡海元三郎君

自治政務次官

委員以外の出席者

参議院議員 紅露 みつ君

参議院議員 藤原 道子君

参議院議員 赤松 常子君

参議院議員 市川 房枝君

厚生事務官 黒木 利克君

(医務局長) 専 門 員 門地与四松君

五月十九日

委員中山マサ君 松山千恵子君、山

口シヅエ君及び門司亮君辞任につ

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十二号 昭和三十六年五月十九日

き、その補欠として永田亮一君、田川誠一君、和田博雄君及び本島百合子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員本島百合子君辞任につき、その補欠として門司亮君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(参議院提出、参法第一六号)

地方議会議員互助年金法案起草の件

○濱田委員長 これより会議を開きます。

地方議会議員互助年金法案起草の件につきましては、かねて各党の間で、また理事会において協議が続けられておりましたが、その案文がまとまらなかつたので、この際その趣旨について説明を求めるといたします。前田義雄君。

地方議会議員互助年金法案(以下「互助年金」という。)は、都道府県の議会の議員を会員とする都道府県議会議員互助会、市(特別区を含む。以下同じ)の議会の議員を会員とする市議会議員互助会及び町村議会の議員を会員とする町村議会議員互助会とする。

3 前項に規定する互助会は、それぞれ全国を通じて一とする。

4 互助会は、法人とする。

(互助年金の種類)

第三条 互助会が給する年金(以下「互助年金」という。)は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

(退職年金)

第四条 退職年金は、互助会の会員である地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職当時の議員の標準報酬月額(第十

二条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ)の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の議員の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

(公務傷病年金)

第五条 公務傷病年金は、互助会の会員である地方議会議員が、当該互助会の会員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職した時に在職した互助会の会員であつた地方議会議員が、退職後三年以内に、当該互助会の会員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それそれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)

別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することのあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六箇月前までに傷病が回復しない者は、規約で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(遺族年金)

第六条 遺族年金は、互助会の会員である地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきとき、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく

傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第四号の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものと

した場合には、当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつては第四号の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものと

した場合には、当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十五を乗じて得た金額

（在職期間の計算）

第七号 互助年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後

それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間を合算するものとする。

2 市町村の設置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方公共団体の議会の議員としての在職期間は、合算する。この場合において、互助金は、合算されるべき在職期間に係る互助年金の支給に要する費用を移換しなければならぬ。

（互助年金の停止）

第八号 退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が前条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、在職期間が一箇月未満であるときは、この限りでない。

（互助年金の改定）

第九号 第七号第一項に規定する再就職その他の事由による互助年金の改定については、規約で定める。

（併給の禁止）

第十号 一の互助金が給する互助年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

に第十二条第一項の規定による掛金を納めていない期間及び規約で定めるこれに準ずる期間があるときは、規約で定めるところにより、当該互助年金の額を減額し、又は互助年金を給しないことができる。

（掛金）

第十二号 互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その月額は、標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額でなければならない。

2 前項の標準報酬月額は、地方議会議員の報酬額（一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬額が職により異なる時は、その最も低い額をもつて当該議会の議員の報酬額とする。）に基づき、規約で定める。

3 自治大臣は、互助会の健全な運営を図るため必要があると認めるときは、当該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。

（時効）

第十三号 互助年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第八号第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇

月以内に第七号第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

（非課税）

第十四号 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（規約）

第十五号 互助金は、規約で次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 代議員会に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 互助年金の給付及び掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 設立当初の役員は、規約で定めなければならない。

3 規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。

（設立の認可）

第十六号 互助会を設立するには、会員となるべき十人以上の者が発起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請に当たつては、規約のほか、事業計画書その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

（基準、会員数）

第十七号 互助会は、それぞれ次の各号に掲げる会員がなければ設立することができない。

一 都道府県議会議員互助会 千人以上

二 市議会議員互助会 五百人以上

三 町村議会議員互助会 一百人以上

（成立）

第十八号 互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて、成立する。

（登記）

第十九号 互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第二十号 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不行爲能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、互助会について準用する。

（役員）

第二十一条 互助会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

- 2 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して互助会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
- 4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して互助会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。
- 5 監事は、互助会の業務を監査する。
- 6 互助会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が互助会を代表する。
- (代議員会)
- 第二十二條 互助会に、代議員会を置く。
- 2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。
- 一 規約の変更
- 二 事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定
- 三 訴訟の提起及び和解
- 四 その他互助会の業務に関する重要事項で規約で定めるもの
- (余剰金の運用)
- 第二十三條 互助会の業務上の余剰金の運用は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的になければならない。
- (報告の徴収)
- 第二十四條 自治大臣は、必要があ

- ると認めるときは、互助会に、業務及び資産の状況に関し報告をさせることができる。
- (解散)
- 第二十五條 互助会の解散については、別に法律で定める。
- (省令への委任)
- 第二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、自治省令で定める。
- (過料)
- 第二十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした互助会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第十九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十三條の規定による自治省令に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議會議員としての在職期間は、この法律に規定する互助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用する。

- 3 前項の規定によりこの法律の施行前における在職期間がこの法律に規定する互助年金の基礎となる場合における互助年金の年額は、当該在職期間につき規約で定めるところにより算定した額を減額した額とする。
- (地方公務員の退職年金制度実施の際の取扱い)
- 4 この法律に基づく地方議會議員の互助年金制度は、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際、これに統合されるものとする。
- 5 前項の場合においては、地方公務員の退職年金に係る経理と互助年金に係る経理とは区分すべきものとする。
- (他の法律の一部改正)
- 6 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。
- 十六の三 地方議會議員互助会の設立及び規約の変更の認可等を行うこと。
- 第十條第九号の二の次に次の一号を加える。
- 九の三 地方議會議員互助会に關する事務を処理すること。
- 7 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十九條第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「地方議會議員互助会」を、「農林漁業団体職員共済組合法」の下に「地方議會議員互助年金法」を加

- える。
- 8 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第六号ノ十三の次に次の一号を加える。
- 六ノ十四 地方議會議員互助会が地方議會議員互助年金法ニ基テ給付ニ關シ發スル証書、帳簿
- 9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第一項第十二号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議會議員互助会」を加える。
- 第八條第八号中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。
- 七の三 地方議會議員互助年金法第十二條第一項の規定による掛金
- 第九條第二項中「第七号の三」の下に「第七号の四」を加える。
- 10 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議會議員互助会」を加える。
- 11 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二條の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議會議員互助会」を加える。

地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○前田(義)委員 お手元にお配りしてあります案文は、先般来自由民主党、日本社会党及び民主社会党の間においてそれぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至つたものであります。本案は三党の合意による成案でありますので、国会法第五十條の二の規定により本委員会提出の法律案とし、その成立を希望いたします次第であります。

その立案の趣旨及び内容の概要につきましては、便宜私から御説明いたします。

まず法律案の全文でございますが、これはお手元に配付してあります印刷物によることとし、朗読を省略させていただきます。

次にこの法律案を立案した理由を述べますと、その目的とするところは、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度を設けようとするものであります。すなわち年金給付を行なうため、地方公共団体の議会の議員が互助会を設け、その互助会がこの法律及び規約の定めるところに従い年金を給するといふのが、この制度の基本的な考え方です。

ありまして、年金の種類、年金の年額、互助会の設置、その他若干の付随的な事項を規定しようというのであります。

次に本案の内容について御説明いたします。

その第一は、互助会についてであります。地方議会議員は、都道府県、市（特別区を含む）、町村の区分により、それぞれ全国組織で地方議会議員互助会を設けることができるものとしたしております。しかしこれは強制ではなく、任意としておりまして、互助会を設立するには会員となるべき十人以上の者が発起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならぬものとしております。また、この場合におきましては、都道府県議会議員互助会は千人以上、市議会議員互助会は五百人以上、町村議会議員互助会は一万人以上の会員数になることを設立の要件としております。互助会は、政令で定めるところによりまして登記することによって成立するわけであります。この互助会には、役員として会長、副会長、理事及び監事を置くほか、代議員を置き、規約の変更、事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更その他互助会の業務に関する重要事項等を代議員会で議決することによりております。

次に第二は、互助会の行なう互助年金の給付についてであります。互助会が給する年金は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金であります。これら互助年金の給付は、それぞれ国会議員互助年金の普通退職年金、公務傷病年金及び遺族年金に準ずるものとしております。ただし、退職年金給付

の最短在職年限は、国会議員の場合は十年であります。地方議会議員の場合は十二年といたしております。

第三は、掛金についてであります。互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その額は、その者の標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額とするものとしております。

その他互助年金の基礎となるべき在職期間の計算、互助年金の停止、互助年金の改定、時効、非課税等について規定しております。

以上のほか経過措置として、昭和十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間は、この制度に基づき給付の対象とするようにいたしております。また、将来新たに地方公務員の統一な退職年金制度に関する法律が制定される際には、この制度もこれに統合することといたしております。

以上がこの法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ全会一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○濱田委員長 以上をもちまして、趣旨説明は終わりました。

○濱田委員長 木件につきまして発言があればこれを許します。別に発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

地方議会議員互助年金法案を本委員会の議案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○濱田委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって本委員会の議案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに決しました。

○濱田委員長 次に、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案を議題といたします。

質疑を継続いたします。阪上安太郎君。

○阪上委員 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、この法律の目的を検討いたします。私は在来の警察官職務執行法等の目的と非常に異なっており、この法律がきわめて進歩的な法律であるというところを認めまして、私は提案者の皆さん方に心から敬意を表するものであります。そこでこの法律の目的、最後に「公共の福祉に寄与する」ということをうたわれておるのでございしますが、在来の警察官職務執行法等によりまして、この維持という言葉をよりむしろ公安の維持というように考え方に立つておるわけでありまして、公安の維持ということは、申し上げるまでもなく公共の安全と秩序の維持、こういう意味でありまして、これは古い憲法が常に用いておりましたところの字句であります。そうして、これはどちらかというと治安の維持というものの考え方に立脚しているようなので、ここにうたわれているような「公共の福祉に寄与する」という一歩前進、前向きな形のものではなかったわけでありまして、この法案が今回ここに「公共の福祉に寄与する」ということをうたって

おります。それだけに私はこの法律に大きな期待を寄せるわけでありまして、非常に前向きな法案である、こういうふうにご考慮のわけでありまして、どうかこの内容を検討して参りますと、どうも「公共の福祉に寄与する」という前向き、前進的な姿というものがあまり強く出ていないという感じがいたしますのであります。

そこで、この警察官職務執行法に何をおきたいと思ひますのは、この第六条でありますけれども、「警察官は、酩酊者がその者の住居内で同居の親族等に暴行をしようとする等当該親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとして居る場合において、諸般の状況から判断して必要があると認めるときは、警察官職務執行法第六条第一項の規定に基づき、当該住居内に立ち入ることができ、当該住居内に立ち入るに当たっては、現行の警察官職務執行法において、これは酩酊者でなく泥酔者という言葉を使っておりますが、泥酔者がこの六条に該当するような行為をしたことにより、住居内に立ち入つて適当な措置を講じたという実例はどの程度にあるのか、一つこの点をお教え願ひたいと思ひます。

○柏村政府委員 従来の警察官職務執行法第六条第一項に基づいて住居内に警察官が入つて必要措置をとるといふような事例は、私は今まであったことを聞いておりません。

○阪上委員 そういう事例がなかったということは、そういう事案がなかったという事であります。

○柏村政府委員 私が聞いておらぬのであります、あるいはどこかいないか

の辺で、警察官が住居内に入つて暴行等を制止するといふことがあつたかも知れませんが、それほど大きな問題として私どもの耳に入つた事例がないという趣旨で申し上げたわけでございます。

これに該当するようなこととは世間一般に時に起こるということとは私はあろうかと思ひますけれども、大体家庭内のことでありますので、警察官の出でくるのを好まないというような状況がむしろ一般ではないか。たまにはなぐられて若干のけがをしたというくらいで、まあ主人の方も悪かつたと思ひ、お互いにそのあと固まるということになればそれでけっこうなことなのであります。これは念のために警察官法でもいっておるのだから、この法律において立ち入りの規定を整備する、ここにそのまゝ規定をしておいて、念のため、そういう場合にはやはり警察官が入れるのだということを一般にも知つておいてもらふという趣旨だと思ひますので、これがあることによつて、今までは遠慮しておつたが、今度はどんどん行くといふことで、ほんとうに家庭の者だけにまかせておけないような状況だといふふうな場合においては、警察官がやはり行かなければならぬ、行くべきだといふような意味で規定をされたのだと思ひますので、今までなかったといふことも私断言できません、おそろくそれに相当するような事例はあつたのであります。もういふまでも、家庭内の自主的な立場で解決されていたのが大部分であるといふふうには私は思つております。今後ともみだりに警察官が家庭内に入るということについてはやはり相当

慎しんでいくべきではないかというふう
に考えておるわけでありませう。

○阪上委員 冒頭申し上げましたよう
に、この法律が在来の治安維持の建前
ばかりではなく、もちろん基礎は治安
維持でありませうけれども、それを基礎
にして一歩前進して公共の福祉に寄
与しようというところの前進きの姿を
持っておる法律である。こういう観点
に立って見、私はこの六条について警
察庁長官からも事例についてお伺いし
たのでありますけれども、どうも、そ
うすると、この条項があったといまし
ますと、特に貧しい家庭等でアル
コール中毒者がおりました、しよっ
ちゅう家の中であばれ回っている、そ
のために家庭の悲劇が絶えない。こ
ういった問題を処理していこうという提
案者の趣旨が、このままではどうにも
十二分に生かしていくことができない
んじゃないかというふうに私考するわ
けであります。今長官の後段の説明
によりますと、ただし、このこと
によって世間もそういうことに対し
ては警察官が入ってきていいんだとい
う理解というものが持たれる、また警
察官としても六条第一項に基づいて当
然行なうべき職務を行なう勇氣を持
つことができるんだ、その程度にとど
まるのじゃないかと、こういうわけであ
ります。実際問題として報告罪でも
なからうと思うのであります。報告
してこない場合に、これはどうにもな
らぬというところじゃないかと思は
す。そういう場合に、逆に今度は、そ
ういう正しい理念に基づいて警察官が
諸般の状況から判断してそういうこと
にいけるというふうなことがないけ
れども、逆にこれを悪用される場合を

われわれは考えなくちゃならぬと思
うのであります。そういう場合に、しよ
ちゅう家をのぞき回っているというふ
うなことをやらなければいけないとい
うことができないというところになる
理することである。警察官がやろ
うと、これはそこまで押して警察がや
うという非常識なこと、結局これはや
らぬで、そうなる、結局これはやは
りだめじゃないかという感じがするわ
けなものであります。何かこの際ほかに
もっと適当な方法がないだろうかとい
うことを目ごろ、この法案が提出され
た当時から私考しておったのでありま
すけれども、この場合一つ提案者にお
伺いたしますが、何かこう警察官職
務執行法ないし軽犯罪法に基づいて、
それを根拠とした取り締まり法規じや
なくして、先刻も申し上げましたよう
に、目的がはっきりとされたわけてお
るこの公共の福祉増進のためのきわめ
て進歩的な法律であるという見地に立
って、皆さん方いろいろな関係から、
こゝまでこれは涙をのんでしぼられた
のではないかなと思ふのだけれども、何
かもう少しあなたの方の提案者の意図と
いうものを、はっきりお出しになった方
がよかったじゃないか。目的ははっきり
であるけれども、法案をながめてみる
と、さる法になるおそれが十二分にある
というふうなことでは、これはやはり
非常に提案者としても残念ではなから
うか、こういうふうにお考えになって
ますが、何かその間の経緯がございま
したならば、一つこの場合お聞かせ願
いたい、かように思います。

○紅澤参議院議員 大へん御理解のあ
る御質問で、私も立案者といつしま
しては、今御指摘のようなことを繰り
返し繰り返してこれは協議したわけが

ございます。しかしやはりここに落ちつ
いたのでございまして、たといこれが
さる法でございまして、今までも
こういうふうな警察法の六条に規定が
あるからといひましても、今警察庁長
官が言われたように、現在これが
実行されておるかもしれないけれども
というふうな程度にしか認識されてお
らぬ。いんや、国民一般の間におき
ましては、警察法というものがどんな
ことをきめておるのか、この酌量者に
対する規制なんというものがおそらく
知られておらないのではないかと
思ふのでございまして、ですから、この
悪癖のある飲酒家によって苦しめられ
ている家族はもう救われる道はないの
でございまして。そうした訴えをしばし
ば私も婦人議員団としては受けたの
でございまして、これから推して、
そのように一般には受け取られてお
った、こう思ふわけがございまして。そ
れであえてこの骨抜きになったと思われ
る六条をここに提出いたしましたとい
は、やはりあらためて認識をしてい
ただく、そうして飲酒家にこれを反省
してもらう、こういうことのねらいで
置いたのでございまして、さらに一歩
進めて、今お尋ねのように、何かほか
にももう少しさるでない行き方がある
んじゃないか、こういうお言葉につきま
しては、私もほんとうにそのように
考えております。しかし、家庭内のこ
とであるというところだけでも、こゝへ
警察官が介入するということでは好ま
しくないのだという大きな前提がござ
いますし、また従って、ほかに法律的に
持つていくところはこれ以外にはな
いように思ふのでございまして。警察法で

本法のこの条文以外にはないように思
うのでございまして。しからば、私
ども一番考えられることは何かと申し
ますと、生活の指導を常にすることに
なっております。民生委員という存在
がありまします。この人たちは区域
を区切って受け持つておるのでござ
いますから、およそその受け持つて区域
内にはどんな悪癖のある飲酒家がある
というふうなことは見当がつくと思
うのでございまして、これは厚生省か
らの行政指導をいたして、民生委員
のお仕事は大へんに多いものです
から、これを兼ねることはできないの
で、この上負担のかかるということは
非常に気の毒に思ふますけれども、そ
の点はあらためて考えようといひまし
て、そういう受け持つて区域において
ここに該当しやすいような悪癖の飲酒家
がある場合は、常にこれに注意を向け
て、そうして家族の者ともときには
相談をしてみたい、そうしてこ
れはしかるべく治療の道を求めると
か、そういうところに持つていくよう
にいたしたい、かように考えるわけ
でございまして。

○阪上委員 ただいま御答弁いただき
まして、提案者の御趣旨がその辺にあ
つたというところについて私は非常に満
意いたすのであります。少なくとも警
察官職務執行法六条に基づいて当然や
れることも警察官としてもなかなかや
りづらかったというところ、これは問題
でありますので、従って、そういうた
警察法に基づくと、この規則、取り締
まりをやるよりは、むしろ保護観察的
な観点から常にこれを見守っていくと
いう形のものがあれば、とかく職権乱
用と、これは長官も言っておられるよ

うに背中合わせになつておるようなこ
ういったことによつて規制を加えるこ
とよりもはるかにりつぱな法である
と思ふのであります。ただ、わが国の立
法例から申しましても、それをどうい
うふうな処理していくかというところ
はなかなか大へんなことだと思ひます。
従つて、諸外国の例、たとえばアメ
リカのワイスコニン州あたりの例を
考えてみましても、この場合有権者な
いし成年者三名以上の申告によつて裁
判所に訴えることによつてその者に
対して保護を加えておる、その加える
場合には警察官がこれに立ち入つてい
く、こういうふうな形に作られてお
るのであります。わが国の良俗からい
いしても、直ちに親族の者が訴える
というところもなかなかむずかしいこ
とであります。しかしながら、わが国の
主義の程度がもっと発展してありま
すれば、公正な第三者の手によつて
そういう者を常に観察しつつ、これ
はどうしてもこれ以上放置できない
いうことになれば、このワイスコニン
州あたりの州の法律にあるようなや
り方をわが国でもやれないことはない
んじゃないか、こういふふうな考
えるわけが、その場合、直ちに警察
官が中へ入つて参りますけれども、
直ちにそれが豚箱へはうり込んでい
くという形のものでなくして、この法律
がほんとうにねらつておるのは八条以
下だと私は思ふのであります。それ
も、そういうたいわゆる恒久的な保護
施設へすぐつながつて持つていく、こ
ういふ形で、その間に警察官が立ち入
りして、それがスムーズに円滑にでき
るような方向に持つていくというよう
な制度にでもなれば、この法律の目的

が、酩酊の度合いの大きい者が今のよう
な保護を要する状態にあるときには
警職法の三条でこれが保護できるので
ございますから、特にここに明記しな
かったわけではございません。ここから泥
酔者を除いたわけではございません。泥
酔者に関する限りは警職法でいい
という建前でございます。

○松井(誠)委員 この第五条につきま
して、法律運用の面から一つ警察庁当
局にお尋ねをしたいのですが、第五条二
項の「警察官の制止を受けた者が、そ
の制止に従わないで前条第一項の罪を
犯し、公衆に著しい迷惑をかけた」と
いうことなのですが、そうしますと、
制止を受けた者が制止に従わないで前
条第一項の罪を犯しただけの場合には、
これは四條一項に該当するわけでは
すね。

○木村(行)政府委員 これはやはり四
條一項の軽犯罪に該当します。

○松井(誠)委員 そうしますと、制止
に従わないで著しく粗野または乱暴な
言動をした。それが公衆に著しい迷惑
をかけた場合には一万円以下の罰金。
そこまでは至らなくて公衆に迷惑を
かけるような言動をしたときには拘留
または料科、繰り返しますけれどもそ
ういうことになるわけですね。

○木村(行)政府委員 さようではござ
います。

○松井(誠)委員 理屈としては一応そ
れでわかるわけですが、元来迷惑とい
う言葉が非常にあいまいでありますの
で、従って公衆に迷惑をかけるような
行為であるのか、公衆に迷惑をかけた
行為であるのか、その境界は非常にむ
ずかしいと思いますけれども、その点
はいかがですか。

○木村(行)政府委員 その境界は確か
に非常にむずかしいと思います。ただ
第五条の迷惑をかけたというのは、著
しく粗野または乱暴な言動によって、
そういう事実行為によって、結果にお
いて迷惑をかけたという事実でありま
すから、事実認定の問題であります。そ
れから「公衆に迷惑をかけるような」
というのは、これはむしろ第四條でし
ばりかけたという感じでありまし
て、たとえば公衆でなく、だれもいな
くてたった一人の場合、これは公衆に
迷惑をかけるような場合でないとい
うことでありまして、むしろ著しく粗野
または乱暴な言動の種類、ワクを一つ
そこではめたような形になっておるわ
けであります。

○松井(誠)委員 その「公衆に迷惑を
かけるような」ということの今の説明と
して、公衆がおらなくて、たとえば一人
の場合というように言われましたけれ
ども、かように公衆はいないけれども
もし公衆がおつたら迷惑がかかったで
あらうという、そういう場合だけに限
定するならば、この二つの境界は割合
はつきりすると思う。しかし、公衆が
いて現実に迷惑をかけた場合と、迷惑
をかけるような場合というのは、現実
に区別できるでしょうか。

○木村(行)政府委員 その迷惑をかけ
たという結果の認定というものは、な
かなかむずかしいと思います。従いま
して、これは現場における警察官が、
その周囲の状況から、いわゆる合理的
的、客観的に判断していかざるを得な
いと思います。しかしそれは一万円以
下の罰金刑になる相当重い罪でありま
すので、場合によっては、その臨検を
する場合、目撃者あるいはそれを傍証

する証人といいますが、そういうもの
もはつきり確保していないと、客観性
というものはくずれるおそれがありま
すので、松井委員の御指摘のように現
実においてはなかなかむずかしいと思
います。

○松井(誠)委員 これは提案者に
ちよつとお尋ねしたいのですが、軽犯
罪法と異なつて、わざわざ「公衆に迷
惑をかけるような」という表現の仕方
をされたのは、やはり公衆に迷惑をか
けたということでは不十分だという御
意図が特にありだったのですか。

○紅露参議院議員 軽犯罪法の方は、
御承知の通りこれは酩酊者に限つてお
らないわけではございません。その場合
でございますが、比較的これは通常の
場合で、判定はしやすいでしょうが、一
応酩酊者になっておりますので、その
判定というものはやはり軽犯罪法より
はむずかしからう、こういうことは想
像されるのでございしますが、ここに特
に私どもが酩酊者というものを引っぱ
り出したところに特質があるわけでご
ざいます。

○松井(誠)委員 警察庁の当局にお尋
ねしたいのですが、特に公衆に迷惑を
かけない前に処罰する必要があるとい
う、そういう特段の意図ではなくて、
相手がめいていけるのであるので、迷惑
をかけたか、かけるのかという何か判定
がむずかしいからだというような、今
の提案者の御趣旨に何つたのですが、
最初の、そういう意図があったとしま
すと、その第五条が参議院で修正され
た結果、やはり迷惑をかけたか、迷惑
をかけるようなという、そういう二つの
区別がまた新しく出てきたわけでは
そこで、これは提案者にお伺いをし

たいのですけれども、「公衆に迷惑を
かけるような」という意味を、先ほど
あなたが言われたように、そういう特
定の公衆がいな場合に、公衆がおつ
たならば迷惑をかけるであらうとい
う、そういう場合なんだというように
限定した解釈というわけには参りませ
んでしょうか。もしそれならばやや
はつきりすると思いますが……

○紅露参議院議員 「公衆に迷惑を
かけるような」というところから、ほん
とくに微妙な気持ちでございしますが、た
えば道路等で公衆がそこにおらな
かったということを考えまして、あ
るいは公共の場所、乗りもの等でござ
いますれば、これはいつ人が、公衆が
現れるかわからない、こういうふう
に考えるわけではございます。ですが
ら、これをすべて拘留、料科というわ
けにはもちろんいかならないと思いま
す。これを続けていけば人が、公衆が
現れる、そうするとこれは拘留、料
科になるのだからという場合には、当
然ここに警告というものも想定される
わけではございまして、それは軽犯罪
法の方には御承知の通りそういった文
句が入つておるわけではございます。で
すから、いきなり、公衆はいないけれ
ども、公衆がいたら迷惑をかけるであ
らうと思われるような行為をしてい
るか、すぐにこれを拘留、料科に処す
る、こういうような考えでは立案者は
ございしません。今申し上げたように、
いつ人が現れるかもわからない、そ
ういふときに迷惑をかけるであらうか
ら、そういう場合はその前にまず警告
を発する、これは軽犯罪法によつてで
きる、かように考えております。

○木村(行)政府委員 大体、今提案者
の御説明とほぼ同じかと思ひますが、
ただ、第三條の場合とちよつと比較し
て申し上げますと、第三條の場合は
「公衆に迷惑をかけるような」とい
ふしきがないわけでありませぬ。従
いまして、たとえばどこかの公園で、
だれもいない、一人もいない場合にも、
粗野または乱暴な言動をしておりま
す、応急の救護を要する場合には救護
をしなければならぬということになり
ますけれども、第四條の場合は「公衆
に迷惑をかけるような」ということで
ありますので、やはり客観的に見て何
らかの形で公衆に迷惑をかけるよう
な類の「著しく粗野または乱暴な言動」
でなくてはならないと思ひます。従
いまして、あるいはその場合にたつた一
人しかいないという場合でも、その不
特定多数の概念に入つてくる場合には、
公衆といふふうにいえる場合がある
かも知れません。しかし、今提案者
が御説明になりましたように、それは
この法の立法としては必ずしもその
のずばりとして考へている問題じゃ
なしに、やはり何人かおつて、その場
合に著しく粗野、乱暴な言動をして、
二、三人に迷惑をかけるような種類
の言動である。こういうふうな場合
をそれら想定されたのじゃないかと思
ひます。

○松井(誠)委員 実は、私はこの二つ
を区別するといふことが非常に非
むずかしいという点から、第四條の方
も第五条の修正と同じように修正をし
たらどうかという意見を持っておるの
ですけれども、その前に、もしこの二
つがはつきり区別できれば必ずしもそ
の必要もないかと思ひます。そこで
伺ひするわけですが、今言われ

た客観的に公衆に迷惑をかけるような行為というものと、客観的に公衆に迷惑をかけるような行為であつてしかも公衆に迷惑をかける行為というものは、理論的にこれがあり得ないのじゃないかと思ふが、どうですか。

○木村(行)政府委員 客観的に見ますと、大体著しく粗野または乱暴な言動をした場合は、ほとんど現実に公衆に迷惑をかける場合がおおむね大部分だろつと思ひます。従ひまして、やはり公衆に迷惑をかけるような類のものに入るの、ほぼ範疇は重なるののじゃないかと思ひます。

○松井(誠)委員 ほぼ範疇が重なるどころではなくて、今言われたように、もし公衆がいたならばあるいは公衆が出てきたならば迷惑をかけるであらうという、そういう点にしばつて限定して考へないで、客観的に公衆に迷惑をかけるような行為であつてしかも公衆に迷惑をかける行為というものは全然あり得ないので、従つてその意味ではほぼではなくて、全く範疇が一致するのじゃないですか。

○木村(行)政府委員 確かに、松井委員のおっしゃつた点まことに、ごもつともかと思ひますけれども、迷惑をかけたという点と単に著しく粗野または乱暴な言動をしたという点とは、その結果であるところの事実というもののつて、その概念が若干違つて思ふのです。ただ、その場合に「公衆に迷惑をかけるような」といふしほりがありまふので、従ひまして私はやはり九分九厘まではダブつてくると思ひますけれども、ダブつてない点が全然ないとは言へないのじゃないかと思ひます。片方は迷惑罪で片一方

の方は言動罪で、その点は若干違ふのじゃないかと思ひます。

○松井(誠)委員 四条の方は言動罪、五条の方は迷惑罪と言われましたが、迷惑をかけたというのには確かに一つの具体的事実であるわけですが、しかし迷惑をかけるような言動というものの一つ一つの具体的事実であるわけですが、その迷惑をかけるような言動というものを現実にもう少しこまかく分析すれば、迷惑をかけた言動以外に迷惑をかけるような言動というものはあり得ないのじゃないですか。

○木村(行)政府委員 迷惑をかけたかどうかといふことは客観的な問題でありまふけれども、やはりその公衆の側の主観的な条件も反映してくると思ふのです。従ひまして、かりに公衆に迷惑をかけるような言動をしてる者が即全部迷惑をかけたといふことにはならぬので、やはり概念は違ふのじゃないかと思ひます。たとへば非常にむづかしい歌を公衆の前で放歌高吟をしてゐるという場合には、それはまあ非常に乱暴な言動ですが、それが非常に著しいという程度であつて、それで迷惑がかつたかどうかといふことは、やはり相手方にもよることだと思ひます、非常に神経の太い、その方がむづかしいかもしれませんけれども、そうでない場合は迷惑がかかる場合もあるの、それはほんのレア・ケースですけども、若干食い違ひがあるのじゃないかと思ひます。むしろ提案者の方のお氣持を……

○松井(誠)委員 そうしますと、一応通常の場合ならば、客観的に考へて、つまりそのときの特定の公衆の質なり

雰囲気なりそういうものを一応拾集して、そうして通常の場合には迷惑をかけるであらう行為で、しかも現実には迷惑をかけるなかつたという場合に、「迷惑をかけるような」といふ、そういうことになるという、ことなんでしょうか。

○木村(行)政府委員 そうでござい

○松井(誠)委員 そうしますと、これは実は提案者にお伺ひしたいのですが、理屈の上では一応わかりまふけれども、迷惑といふ言葉自体が非常にあいまいな言葉であり、今あげたように、取り締まりの運用の面に当たるといふものと迷惑をかけた行為といふものと、現実の相違といふものが非常にむづかしいといふことを伺ひますと、この五条の二項に「公衆に著しい迷惑をかけた」といふ新しい条件をお入れになつたときに、やはり四条の方にも「公衆に迷惑をかけるような」といふのを、やはり軽犯罪法と同じように「迷惑をかけた」といふように統一をして修正をされたらどうかと思ひますか。

○紅露参議院議員 御意見も私も一応意味があると思ふのでござい

○松井(誠)委員 御意見も私も一応意味があると思ふのでござい

ざいますので、少々このような表現に微妙な点があつても許さばらうを規制するのはふさわしいのではな

○松井(誠)委員 この四条と五条の刑が違ふのは、当初は制止をきかなかつたといふ、そういう新しい条件が加

○松井(誠)委員 この四条と五条の刑が違ふのは、当初は制止をきかなかつたといふ、そういう新しい条件が加

○松井(誠)委員 この四条と五条の刑が違ふのは、当初は制止をきかなかつたといふ、そういう新しい条件が加

を設けることによつて酔っぱらいが無軌道にならぬように、あちらでもこちらでも申し上げておるうちに、これは反省の材料に、それから一般国民もこれは一万円の罰金に値するのだというように理解を深めていただくという目的でここに入れてあるの、ござい

○太田委員 関連して一つ二つお尋ねしたいのですが、まあわかつたような気がするんです。大ざつぱに言えば、あまり酒を飲んでみんなに迷惑を

○太田委員 関連して一つ二つお尋ねしたいのですが、まあわかつたような気がするんです。大ざつぱに言えば、あまり酒を飲んでみんなに迷惑を

飲酒の風潮を生むことになるので、この点の法案を立案されるについては何か考えてやられたのか。そんなことなんかどうでもいいのか。悪質な者だけを取り上げてあるのだということなんですか。それとも未成年の人たちはなるべく飲まないように、飲まなければならぬとせよと詰まったら人以外、国民の多くの方は酒の場に近づかないようにという倫理があったのかどうか、これをお尋ねしておきたいと思ひます。

○紅露参議院議員 前段でございするが、婦人の中にもなかなか飲酒熱が盛んでございまして、保護される人も相当あるという事でございします。この面に関する限り男女平等だという話をこの間聞いたわけではございします。

それから後段の未成年者でございしますが、これは未成年者飲酒禁止法が制定されてからもうだいぶになります。大正十一年制定と記憶してございしますが、それで実情もだいぶズレがございまして、法があつてもなきがござい現状でございします。これは周知の事実でございします。この機会にこれも取り入れたら、取り入れていくべきだというふうな意見もあつたのでございします。それじゃ法がすでに制定されておるのでございしますから、これはぜひ一つこの面を行政指導によつてというふうとした意向を附帯決議にいたしたわけではございします。具体的にどのようなにしたらということも附帯決議につけるにはあまりにも冗漫になりますので省略いたしましたけれども、この点は立案者一同が非常に心配しておることではございまして、今後の問題としてこれは十分嚴重に見守つてい

き、行政面でしっかりと啓蒙してもらいましよう、かように申し合せておる次第でございします。

○太田委員 木村局長どうですか。今の未成年者の飲酒の取り締まりですね。これは本案に入つていない。私は、議論されたら入つておいて、私がかつたじゃないかと思つたのです。それが入つてないのだから非常に残念に思つたのですが、この附帯決議で、本法に盛つたくらいな効果を發揮するよう何か見通しがありますか。

○木村(行)政府委員 確かに未成年者の飲酒が原因でいろいろな非行問題、犯罪問題が起こり、また本人自身が被害を受ける場合がたゞさあるのだと思ひまして、非常に大きな問題だと思ひます。たゞいま紅露さんからお話がありましたように、未成年者飲酒禁止法は大正十一年、それから未成年者喫煙禁止法は明治三十三年、それぞれ五十年ないし四十年にわたつて、ほとんど改正らしい改正もしてございせんので、現在の社会状態とマッチしない点が多々あります。そういう意味において、この両法律については改正すべき点があるように私たちも思ひまして、検討はいたしております。その検討の結果はまだ出ておりませんけれども、あるいは一つの方法論として、この法案の中に入れておける方法も全然成り立たないわけではありませぬけれども、しかし入れるにしても結論ができません。その点は私たちとしても結構でございますが、何れにしても、その点は自信がありません。何らかの形において未成年者飲酒禁止法に違反するような行為について——実はおとなの側の無関心あるいは営業者の側の非常な無

関心がありまして、社会全体としていかかわしい風潮がありますので、これを警告する意味において、何らかの形の手をお打ちいただくということには非常に大切なことではないかと思ひます。

○太田委員 そういうことならば早く意見をまとめて、短い法案だからこの中のかかに入れておくと、もっとほんとうは大事な点が入れば効果があつたのではないかと思つたのですが、これは参議院においても附帯決議があるのだから、大いにこれを活用して、未成年者の飲酒とそれによる弊害から未成年者を救うと同時に、社会の進歩というものに貢献してほしいと思つたのです。そこで、そういうことになると、この法案というものは、昨日からの議論で、非常に焦点が限定されておるやうな気がしたのであります。それで、たとえば夜なんかにはありますけれども、男の人が女の人に盛んに酒を飲まして、ぐてぐてに酔つたらわつて、自動車に乗せていくというのを取り締まりの對象にならないのですか。藤原先生どうでしょう。

○藤原参議院議員 御指名でございすので……。非常にむづかしいと思ひますが、これは補助罪ということになります。これは補助罪といふことになりはしないかと思ひます。とにかく私たちが婦人議員が、何とかして飲酒の悪癖をなくしたいといふ、そういう念願からこゝまでこぎつたわけではございまして、多々足りない点はございしますが、皆様の御意見を尊重いたしながら、将来よりよき方向へ改正していきたいつもりであります。このころ、今先生御指摘のような被害がたゞさんございしますので、それらについて

はさらに検討させていただきますと思ひます。

○太田委員 私も、四条のことやないかと思つたのですが、木村局長、そういうのはある程度四条が何かに該当するのですか。それとも「乗物」といつたつて、白ナンバーならこの「乗物」じゃない。しかし黄色のナンバーなら、タクシーなら「乗物」になるのだから、この四条によつて、「公共の場所又は乗物」というところに該当し、だから、第三項によつてそういうものも取り締まるのだ、そういうことにならうですか、木村局長。

○藤原参議院議員 ちょっとさっきの答弁の訂正をいたします。補助罪にはむづかしいようではございします。そこを、ぜひひつかけるとすれば、軽犯罪法の第一条二十八号の「他人の進路に立ちふさがり、若しくはその身辺に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるやうな仕方他人につきまとつた者」これでも無理にひつかければ、さうなるのではなうかと思ひますが、さらに御指摘のやうな欠陥がございしますので、十分検討させていただきますと思ひます。

○太田委員 そういふところにひつかけると、あるいは全然他の刑法上の犯罪が何かひつかけていかなければならぬ。特にこの未成年者の青少年諸君の今やつておることは、そういうことが多いいやうな。今まで飲んだことのないやうな若い女性に無理に酒を飲ませて、ぐてぐてにさせて、それを自動車に乗せてどこかに持つていく。こういうことはどこにも取り締まるものがないうやうなことで、これは事が

ちよつと違う。これは犯罪にひとしいやうな気がするのです。これはどつかはつきり取り締まらなければならぬと思つたのですが、まあこれは本案には関係ないでしょう。

○紅露参議院議員 未成年者飲酒禁止法には、たゞいま御指摘のやうなことがあるわけではございします。規定があります。それは親権者が未成年者に酒を飲ました場合、それから今お話の、未成年者が飲むと知つて酒を売つたその業者、これは両方とも責任を問われることになっておりますが、本法は、これは未成年者に関する限りは、未成年者飲酒禁止法があるからというところ、全部未成年者飲酒禁止法に譲つたわけではございします。この未成年者の問題はここに取り込んでございせん。

○太田委員 それは未成年者の取締法の飲酒禁止法の方でやつていいと思つたのですけれども、未成年者と成年者の区別がつかない場合が間々あるのです。だから、売る方の倫理というものはつきり出さないと、私は二十才だと言つたら、どこで二十才というものを区別するかという議論をやつたてしよがないし、おやじさんに買つてきてくれと言われて子供がお使いに行く場合もあるでしょう。だから、この場

合は、相手がおとなの場合でも、かりに飲ましたら弊害があると思う場合は、売っちゃいけないというところから出てこなければならぬ。これはどこから出てくるのですか、それともここには関係がないのですか。

○紅露参議院議員 多分フランスであつたかと存じますが、外国の立法例には、酒を飲んでおる者に対してさらに酒を売った場合は、業者がその責任を追及されるということがございますが、まだわが国におきましては、この酔っぱらいを規制するということが、それが画期的なこととございます。

そこまで参りますという事は——お話しのような点が立案の途上にも出ました。しかし、これは業者にも影響する問題でございまして、職業の自由なんかという点も出て参りまじょうか、非常に影響するところが広いと存じましたので、これは後日、この法案はいつまでもこのままでいいのだという事ではなからうと存じます。

で、そうした機会に一つそういうことも取り入れていきたい、こういうわけで一応これをまとめたわけでございします。

○太田委員 まあこれは一つの大綱が決定したのだから、そういう点はないとしても、別に私はとやかく言うわけじゃありませんが、未成年者飲酒禁止法の中に書いてあるから向こうに譲っておくという事でなくて、ここにこれを入れていけば、成年者に対して酒を売った、第四條か第三條か第五條にひっかかる罪を犯すことになることがあるということで、売ってはいけないという事もこの中に入れておいてもよかつたと思うのですが、その

辺のところは、ばかに国税庁に對して何か遠慮しているようで、非常に気の毒のような気がするのです。お酒屋さんと言われれば、売らんかなでございまして、別にばきりとかめられていなければ、お金がもうかるのだからどどん売りますよ。こういう悪習があるのだから、先ほどのビヤホール

の例もあわせて、むやみに売るといふことをどっかでチェックする必要があるのじゃないかと思うのです。これは運用上の問題で、警察の方で考えになる問題だと思ひますが……

それからもう一つは、これはどうなんでしょう。演劇あるいは広告物とかいうようなものによりまして、世間の酒の美しさというものを賛美するものがありますね。酔っぱらいを非常に賛美するものは、これは出すわけにいきませんか。それとも別に差しつかえないですか。

○紅露参議院議員 酒を節度を守って飲んでもらふという点から考えますと、今のようになむやみに賛美するということではなしに、賛美したらすぐそこに節度を守るようにというふうな何ものかを加えたら、これは大へんいいと存じます。

○太田委員 それではいいですね。それしか仕方がありませんけれども、今さ

ら映画、演劇、広告あるいは小説というふうな文藝的なものの表現にわれわれが立ち入って、とかくそういうものを公衆の面前でアツピールしてもらつては困るなという事は言えたものではない。それは言つちやいけません。それはそれでいいと思うのです。

けれども、最初何かしら全体が倫理規定だと思つたから、倫理規定が発するところ、酔っぱらいのぼつこは困るだらうと思ふのです。

それでも一つ大ざっぱに承りたいことがあるのですが、酒に酔つた酩酊者という事で、昨日のお話の中に顔色で見分けをするというお話があつたが、顔色というのは非科学的だと思ふのです。

その酩酊者というふうなもの、その判断の仕方については、相当幅広でやつていただかないと、酒を飲んでいらつた方というふうなものに不必要に警戒心や恐怖心を起こさせることになる。紅露さんは、この間テレビで老人を思いやるですか、何か深くお年寄りの方たちをいたわつていらつた。お年寄りが何かやつていて、あなたが出たら、盆裁か晩酌の楽しみくらいしか

ない。酒を飲んで足がもつれたりすること、これはすぐに酩酊者であるなどという事になつて参りますと、全くとつて楽しみを奪うことにもなりかねない。ですから、正常に酒を飲みて、普通にしごく常識的に酔っぱらつておる人をこの取り締まりの対象にするという事は万々ないということ

を、きつてはなくてゆるやかなように言つておりますが、万々ないということだと私は思ふのですが、それはそれでいいのです。

○紅露参議院議員 それはその通りでございします。大へんいい気持ちに酔つていらつたのはけつこうなことでございまして、そうしてそういういい気持ちになられたときには、お年寄りのなかは特にそうでございしますが、あぶなくもありまして、なるべく家庭内に入つていていただきたい、かように考へております。

○太田委員 家庭内に入つていらつた外、外の空気もよろしいからといって外で飲んじやならぬという禁止規定じゃないと私は理解するのです。

そこでもう一つお聞きしたいことは、先ほどから松井さんの御質問に皆さんが答えなされる場合に、公共の場所、乗りもの、この中に何か除外されておる対象がたぶんあるように感じられたのですが、公共の場所、乗りものというふうなこの対象になる場所

で、治外法権のところというのがたぶんあるのです。今日日本の国の中で、これに該当せず、そこならば裸で飲もうが大きな声で歌おうがよいといふところがあるのです。どこでございしますか。

○紅露参議院議員 これは私も非常に常識的に考へておるわけでございしますが、家庭内ならもちろん問題はないと思ひますし、その他飲食店、そういうものに集まつて、あるいは一人で飲むといたしましても、部屋を仕切つて不特定の人が出入りしないという状態であれば、そうしてそれが公衆の目にさらされるという事でなければ、それがどんな状態でもかまわないといふことはいいかかと存じますけれども、公衆に迷惑を及ぼさないという状態の

もとは、私は自由でよろしいのではなからうかと存じます。部屋を仕切つておる、公衆に見えない、そこでも立ち入るということはいさよと行き過ぎではないかと思ふのでありまして、それを境界に考へております。

○太田委員 木村局長さんどうですか。この「その他の公共の場所」というのはどういふものですか。「警察官は、酩酊者が、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所」となっているが、この公共の場所というのは、たとえば旅館のように部屋が仕切つてあるという事になると入らないのです。旅館はこれには入らないことになるのです。だから、そういうふうな具体的によく飲ませるところでこれからはずされているところがあるのです。

○木村(行)政府委員 先ほど紅露さんからお話がありましたように、不特定または多数の者が自由に出入りしたり利用する場所が公共の場所であるわけでありまして、その例として、たとえばここに法文には例示してありませんけれども、ダンスホールとか、あるいは遊技場とか、公会堂とか、そういう例のようなところは不特定多数の者が自由に出入るわけでありまして、これは当然入ります。

ただいま問題になりました料理屋ですが、料理屋で、座敷が十畳なり二十畳でも広さには関係はありませんが、そこでふすまを立てて区画しているという場合には、そこで飲んでいる場合は、やはりその場所を予約して契約して飲んでいる人だけが大体出入りに自由なのであつて、不特定多数が勝手に入るといふことはちよつと考えられま

せんで、料理屋で区画された部屋あるいは料理屋の廊下などは入らぬと思ふのです。ただし、料理屋の玄関先あたりは入るかも知れません。そこらはやはり社会通念から考へて、公共の場所でない場所が若干あるというふうに考へます。

○太田委員 まあ、そんな程度でしよう。しかし木村さん、これはいかでしよう。今の酒屋さんの店先とか普通のお店屋さんなどに酔っぱらつてきて、買ひものをするとしようがない商品にさつてさつてしようがないという場合、こういうものはこの場合に入らなければしようがないと思ひますね。

○木村(行)政府委員 物を売っている店先、そこではやはり不特定多数の者が自由に入つて品物を見たり、あるいはいろいろ値踏みをしたり、折衝するわけで、自由に入れるところでありますので、そういう場所は公共の場所に入ると私は思ひます。

○太田委員 それでは安氣いたしました。

それではもう一つ、立ち入りのところでお伺ひしますが、会社や学校などの宿直室というところ、事務所の宿直室のごとき、寮と申しますか、宿直室と申しますか、そういうところはこの立ち入りという概念の中に入らないのですか。

○木村(行)政府委員 寮の形態にもよりますし、それからその内容によつて一がいに言へませんので、ケース・バイ・ケースだろふと思ひますが、およそ、その酩酊者が自分の住居として、生活の根拠としてそれをやつておる、住

まつておるというような形態であれば入ると思ひます。一がいにはいかならないと思ひます。

○太田委員 一がいにかぬと言われまが、この六条を見ると、「酩酊者がその者の住居内で同居の親族等に」云々となつておりますが、学校の宿直室で先生が酔っぱらつて飲んでいるときに——そんなことはまああないこととしようけれども、あるいは事業場の事務所などでは、同僚がちよつと寄つて飲むなんてことはちよつとあるのですが、うちの外にほつぱり出さぬ限りはこの公共の場所というふうなことに該当しないから、そういうふうにお願ひすることはできなくなつてくるのですか。この表現からいつて

そういう心配があるのです。学校の宿直室、会社の事業場の宿直室が入らないというのは無理じゃないかと思ひますが、いかがですか。

○木村(行)政府委員 学校の宿直室などは、あるいはこの法案の第六条の「その者の住居内」という概念からははずれるかも知れませんが、警職法の第三条の第一項では、場所の制限をいたしておりませんので、もしそれがぐでぐでに酔っぱらつて、泥酔者であり、本人または他人の生命に危害を及ぼすおそれがあるという要件がかなつておれば、警職法の規定で保護いたすというところはできると思ひます。

○太田委員 そのものではできないから、警職法でやる、こうおつしやるわけですね。だから警職法をここに持つてきたんだから、同じようなことを表現してもいいと思ひますが、もう一つ心配になるのは、きのうも具体的な

話が宇野先生からありましたが、駅などに行きますと、柱のそばや壁のそばでかんでいらつしやる方がたくさんあるのです。静かに。これはどうなるのですか。今度はどうかということになるのですか、なりませんか。そこにかがんでおる分においては……。

○木村(行)政府委員 かがんでおるだけでは、「相野又は乱暴な言動」という中に入りませんので、この要件からはからんでませんが、警職法の場合に、かがんでおつても、その状態が生念に非常に危険があるというふうな状態であり、あるいはそのかゝる場合には、警職法の保護でいける場合があると思ひますけれども、これでは……。

○太田委員 そうすると、将来この法律を一般の方たちにPRするたために、第三條なら三條のそばに、警職法の三條一項とかいふものをあわせ併記して、両方にひつかかるところがあるからこれだけ読んではいけませんよ、こちらにもありますよ、この中のこれがこうなつたというふうに併記をして、一般に知らせられることになるのです。そうしないか、これが不完全なことになつてしまひまして、これだけ読んでおる人が非常に困ると思ふ。その点を心配するわけですか。

それから最後にもう一つ、アルコール中毒者というところでお尋ねをしますが、これはアルコール中毒者もそのものでは別に治療の対象にならないけれども、元来アルコール中毒の強度の人というのは、乱暴なことをしたり、家人に危害を加えたから、それからど

うするということとでなしに、その中に立ち入つて云々するのじゃなくて、常時わかつて云々するだけども、あそこ調子が悪い、あるいはあそこの子供さんは非常にたちが悪い、だから何とか直さなければならぬということがわかつていたら、平常の状態の際に、一度その治療を受けさせ、そして二度と繰り返さないようにすべきだと思ふのです。そういうことをすべきだと思ふのです。ただ単に手をふるえておる程度の人たちを、アルコール中毒だから一べん呼び出してもらおうじゃないかというにはならぬが、常習者というものは、何かやらなければ呼び出しの対象にならぬというのはいかがですか。これを見ますと、第六條の「立入り」というところでは、非常に何回かやつた常習者が、最後にひどいことをやつたときに立ち入りができるというところになつておりますが、もう一つ前の段階において、予防してしまひさえすれば、それは要らぬのだから、その方に力を入れなければならぬのじゃないかと思ひますが、それはこの中に考へておりますか。

○紅雲参議院議員 その点は、私も大へんに議論をしたところがございます。何か早いうちに手を打とうということを考へたのでございまして、やはりそれは、こういうものにひつかつた場合に押入るのが一番的確に押えられる。こういう結論に達したわけでございます。お話しのように、その酔つておりますときに、これが中毒患者であるとか何んとかいうことで、医者を紹介するとか、治療を勧めるとかいうことはございまして、

そのときに見た様子を書きとめておきまして、酔いがさめましてから、家族等の話も聞きましたり、本人がそれを希望するかどうかも確かめまして、そういう上での治療にとりかゝるわけでございます。それから、やはりその中毒患者をつかまえるというこの機会には、これは一つの機縁になる、一番的確につかまえられる。このように考へて、ここにこうしたわけでございます。

○太田委員 それはそれでいいのです。いいけれども、中毒者というのは世の中にたくさんいる。その中毒患者をどうするかという基本的な対策は——これは厚生省の段階かもしれませんが、もちろん今日は科学と技術の時代ですから、酒に酔つて中絶になつておる人を正常な状態に戻せないような、薬がないとは思ひえない。治療の方法がないとは思ひえないから、そういう積極的な対策を講じて、世の中のアルコール中毒者をアルコールの害から救つてやるということができるようになつたものだと思ひます。これはまた第三條によるところの保護を受けたらこうしてあげようというのです。が、保護を受ける前に中毒患者を直すという科学的、医学的な設備というのはい——それは単なる丸薬でもいいんです。あなたが中毒になつたら、中毒の方は警察の方におまかせ下さい、民生委員におまかせ下さい、サ一ビス機関の窓口で丸薬がありまして、その丸薬を三粒飲みますれば立ちどころに直りますというふうな積極的な手をお打ちになることがこの犯罪を少なくすることになろうと思ひますが、これは次の段階だと思ひますが、そういうことをこの際考へていただきたいと

思います。

以上でございます。

○濱田委員長 本島百合子君。

○本島委員 昨日からの法案に対しまして皆様の御質疑の中で、私も一番心配になりますことは、今太田委員から申されたように、治療の点であると思ひます。そこでこの法案の七条で保健所長に通報しなければならぬ、通報を受けた保健所長は、八条におきまして「治療又は保健指導に適當な他の医療施設を紹介することが出来る」というたつてあるわけです。この点につきまして、厚生省からおいでになつておると思ひますが、現在の段階において、この法律が通過した場合、どういふ措置をとっていただけるのか、その点をお伺ひいたします。

○尾村政府委員 この第八条で保健所長に通報が出来ます。そうしますと、ここにありますように「必要があると認めるときは」といふのは、先ほどお話しがありましたように、たつた一回そのときに重い酩酊状況や何かがあつてというのではなくて、あくまでも慢性中毒またはその疑いでございますから、この一回だけでなしに、また同じような飲み方をすると同じようなことを起こすということで、そういうような平素の継続性とかいふもの、それからそれが胃腸とか肝臓、そういうような身体的または精神的な健康を害するとか、あるいは害するおそれがあるというやうなことがございまして、これはやはり精神と身体との健康保持という衛生上の問題の対象となるわけでございますから、そういうものに適した指導機関があるいは治療施設を紹介する、こういうことになるわけでございます。

す。ただその場合に、現在これだけの専用の治療施設がどこにあるかということになります。この専門は、精神障害を起しておられますと、精神病院に相當の専門家がおりまして、現在全国にも常時数百名入院しておりますが、それは除くことになっております。従つて、これは一般の内科の外來とか、そういうところで現在はある程度行なわれておる。こういうことでございまして、将来は先ほどお話しのように、酒をきらいになる薬とか、少しありますが、そういうやうなもの、あるいは特別な治療方法、こういうやうなものをむしろだんだん熱心に進めまして、その適切な治療ができることを逐次拡大していく。こういうことになるといふと思ひますが、現在直ちに日本全国で各所要の地に、この範疇に入る方が、あそこに行けば必ずおるというやうな施設を、今すぐ明記するほど、そこまでいっておらないわけでありまして、今後努力すべき問題だと思つております。

○本島委員 これは私は社会労働委員会でも申し上げたわけでありまして、御承知の通り日本はお酒から税金を取つておられます。本年度でも二千七百四十二億四千八百万円ばかり入るわけですから、こういう税金を取つておるし、昨日の御質問の中にも、好況になればどんだん酒を飲んでいく人も出てくるのではないかと、そして安いお酒は税金を安くしよう、こういうやうな話も出てくるから、飲めや歌えという、こういう時世も出てくるのではないかと、こういうお説も出たわけでございます。そうしますと、これだけの税金を見込んでおりながら、これの還元と

して、それを飲んだ結果として中毒患者になり、また精神分裂の一手手前まで起る。分裂症になり精神病になればこれは治療していただけるのだけれども、その一手手前のところでなおしたいというやうな気持を持つておる人たちが、どこでも治療を受けることができない。こういうやうな状態で、たゞいまの御答弁によりまして、やはり一般の町医者なりあるいは病院なりの内科等で、こう言われておるのです。これがとても二十四万人と推定されるやうな治療の対象になるのはなからうかといふわけである。この人々をどうすることもできない、こういう結論が生まれるわけだ。

それからいま一つは、この大酒飲みの子孫といふものは、大體劣性遺伝をする。とさへいわれておるわけだし、またそういうことにおける夫婦間の問題を見ましても円満にいかない。こういう実例がたくさんあるわけだ。ですから、こういう機会に一つ何らかの方法で治療センターを作るといふやうなことを、この法案を契機といたしましてなされる御意思があるかどうか、こういう点を承りたいと思ひます。

○黒木説明員 慢性のアルコール中毒患者のうちの精神障害者は、先ほど局長が申し上げましたように、精神衛生法で強制入院が可能だし、また入院費の公費負担も可能でございます。この場合に、一般の精神病院から独立した特殊な精神病院を作るとも私は考え得ると思ひます。ございまして、ただ本法案の対象になっております中毒患者につきましましては、本法案によりまして入院の強制措置ができない。先ほど御説明のありましたように、保健所長が

医師の診察を勧めたりあるいは適當な医療機関を紹介するという程度でございまして。そうなりますと、結局入院は本人の自発的な意思に待つ以外にない。入院費の負担といふものも社会保険等の対象にはなっていない。現在、治療といふものが一般的にまだ確立していない。一部の精神病の専門医は精神療法をやつたり、あるいは先ほど局長が申されましたやうな酒がいやになる薬を試みておるといふ程度でございまして。従つて費用の点あるいは本人の自発的な意思といふやうな問題から、独立の専門病院を作りましても、はたして患者さんが入つてくれるかどうか、あるいはその費用が負担できないとなると、特に民間では経営がむずかしいといふやうなことになるのでございまして。

そこでそれでは独立の病院といふものが考えられないかといふことでございまして、いろいろ条件によつては方法があるのではなからうか、一つは、先ほど申しましたが、この中毒患者のうちの精神障害者を、特殊の精神病院で、専門の精神病院で保護をする。治療に当たるといふやうなことも、外国ではございまして、これは考えられることではございまして、これは場合に、その付屬施設なり、あるいは病棟を一つ病棟付いたしまして、そこで本人の自発的な意思で、特殊な精神病院経営の一つとして見ていくといふやうなことも、患者が確実に入つてくれるといふやうなことなら考え得るのではなからうか。もう一つは、何らか入院に強制的といふと少し行き過ぎるかもしれませんが、何らか自発的な意思にプラス何かがあつて、患者が入りやすい、

あるいはある程度何らかの強制的な面が加わるといふやうな法案といふものが将来できるならば、これは私はまた可能性も出てくるのではなからうか。ただし、これは厚生省系統がやつたらしいのか、あるいは警察系統がやつたのか、あるいは所屬の問題になると思ひますが、そこで現在の段階では、先ほど局長も申されましたやうに、適當な医者、これは主として精神療法ができる医者であらうと思ひますが、そういう病院で治療に当たる、相談に当たるといふやうなことがまず考えられます。国立病院なり、国立精神療養所にそういうやうな専門医がおりますから、そこで引き受けをして、治療なりあるいは指導に当たる。大體患者がたつき相談にくるあるいは入院をしたいといふやうなことになる。もししたら、その精神病床なりあるいは病院の一病棟といふものをそれに充てるやうなことにしていく。もちろん先ほど申しましたやうな一般的な治療法といふものがだんだん確立して参りまして、社会保険なりあるいは医療扶助の対象になるやうに措置をしないうやうなことで、患者がふえるやうになつて措置ができるやうになりましたら、そのときにはまた独立の専門機関といふものが考えられるといふやうなことで、今のところはそういうことで段階的にいく以外にはないのではなからうかといふやうに考えます。

○本島委員 ただいまの御答弁によりまして、治療といふことが困難な状態にあるかもしれませんが、しかしそういうセンターがないといふことで、

精神病院で見ていただくということになると、せっかく意思があつてもそこに行かないのです。ということは、その子供さんたちが結婚適齢期になれば、あれは精神病の子だということになって、とても行くことができない。こういうことになりましたので、やはり独立したどこか全国的——全県に置けるということは無理なことでしょうが、どこかに特殊なセンターを置くというようなことを、来年度あたりでも考えたらというようなことを一つ要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○濱田委員長 木案に関する質疑はこれにて終局いたします。

○濱田委員長 これより木案を討論に付する順序であります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱田委員長 起立総員。よつて、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

○濱田委員長 木案に関し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず本動議の趣旨説明を求めます。
小澤太郎君。

○小澤太郎 委員 本法の施行にあたりまして、国民の権利の不当な侵害にわたらないように十分に注意をすべきは

当然のことでありますが、日本の現下の社会風習等の現状にかんがみまして、本法の持つ意義を十分に考慮して、その実効が上がるよう格段の努力を払うべきであります。

この意味におきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案により、次のような附帯決議を付したいと存じます。

ただいまから附帯決議の案文を朗読いたします。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当つて、法の濫用、人権の侵害にわたらないよう慎重を期するともに、その実効をあげるよう努め、とくに左の点に留意すべきである。

一、酩酊者の保護、収容、治療等の施設を拡充、完備するため、できる限りすみやかに予算措置を講ずること。

二、未成年者の禁酒については、とくに青少年輔導の一環としてその啓蒙に努めるとともに、その取締りの厳正を期すること。

右決議する。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○濱田委員長 以上をもちまして趣旨説明は終わりました。

本動議に関し発言があればこれを許します。——別に発言もないようでありますので、これより採決いたします。

三派共同提案にかかる本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱田委員長 起立総員。よつて本案は附帯決議を付することに決しました。

○濱田委員長 次にお諮りいたします。

すなわちただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

次回は来たる二十三日開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

〔参照〕

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案（参議院提出、参法第一六号）に関する報告書（別冊附録に掲載）

昭和三十六年五月二十九日印刷

昭和三十六年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局